

# 暮らしの情報

生活に役立つ、身近な情報



Mikasa city

**今月の市税などの納期**  
 ～忘れずに納期までに納めましょう～

- ▼市道民税……………3期
- ▼国民健康保険料……………4期
- ▼後期高齢者医療保険料……………4期
- ▼介護保険料……………4期
- 【今月分の納期】10月31日(水)
- ※住宅料、保育料、水道料、下水道料、給食費は毎月納入です。
- 納入は便利な口座振替をご利用ください。
- 【問合せ先】納税課納税係 ☎②3163

**固定資産の届け出と家屋調査の実施について**

毎年1月1日現在の土地や家屋などの所有状況に応じて、その後1年間の固定資産税が課税されます。  
 平成24年中に家屋を新築、増築、取り壊し、一部取り壊しなど

をされた場合、またはその予定がある場合はご連絡ください。  
 なお、法務局に登記をされた場合は不要です。

また、調査員が市内全域の家屋調査を行いますので、確実な調査を実施するためにも、ご理解とご協力をお願いします。調査後に取り壊した場合などは確認できないことがありますので、課税誤りを防ぐためにも届け出てください。  
 ※届け出の際は印かんをご持参ください。

【連絡・届出先】  
 ▼登記済の家屋…札幌法務局岩見沢支店 ☎0126・220619 (右見沢市有明町南1・12)

▼未登記の家屋…市役所財務課市税係 ☎②3186 (三笠市幸町2番地)

**三笠市労働者厚生資金貸付制度のご案内**

市では、市内に勤務している方々の福利厚生の上と生活の安定を図るため、生活資金・教育資金の貸し付けを行っています。貸し付け内容は次のとおりです。  
 【取扱金融機関】北海道労働金庫岩見沢支店

- 【貸付条件・審査】
- ①労働金庫に出資する市内の労働組合などの従業員の方
- ②市内に居住し、市税などを完納しており、市内の同一事業所に1年以上勤務する方
- ※①または②のいずれかの条件に該当する方に対し、北海道労働金庫の定める審査を行います。
- 【資金の使途】生活資金(医療費・冠婚葬祭・生活物資の購入・生活応急資金)、教育資金(教育費)
- 【貸付金額・期間】80万円以内、5年以内

**市内各施設の冬期間休みなど**

**ミカサ・モダンアートミュージアム**  
 【休み期間】10月15日(月)～平成25年4月15日(月)  
 【問合せ先】社会教育課生涯教育係 ☎②3591

**三笠鉄道村・三笠鉄道記念館**  
 【休み期間】10月15日(月)～平成25年4月15日(月)  
 【問合せ先】商工観光課商工観光係 ☎②3997

**ファミリーランドみかさ遊園**  
 【休み期間】11月1日(木)～平成25年4月26日(金)  
 【問合せ先】商工観光課商工観光係 ☎②3997

**運動公園内屋外体育施設**  
 [ テニスコート、陸上競技場、野球場、幾春別川パークゴルフ場、ゲートボール場 ]  
 【休み期間】11月1日(木)～平成25年4月30日(火)  
 【問合せ先】(株)三翔(運動公園指定管理者) ☎②3542

**三笠市パークゴルフ場「サン・パーク」**  
 【休み期間】11月19日(月)～平成25年4月26日(金)  
 【問合せ先】三笠市パークゴルフ場「サン・パーク」 ☎②8989

- 【融資の利率】
- ▼生活資金…年2.61%(保証料率0.6%)
- ▼教育資金…年2.22%(保証料率0.6%)
- 【申込方法】各種証明書類が必要になりますので、詳しくは北海道労働金庫岩見沢支店 ☎0126・220611
- 【問合せ先】商工観光課商工観光係 ☎②3997 / 北海道労働金庫岩見沢支店 ☎0126・220611